

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区広尾5丁目14番2号 NIKIビル5階
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和5年7月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	クオンタムソリューションズ株式会社
証券コード	2338
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	エイベック チャイナ デベロップメント リミテッド (APEC (CHINA) DEVELOPMENT LIMITED)
住所又は本店所在地	香港 湾仔 グロスターロード 108 エヴァブライツセンター 7階 701-2号室 (FLAT/RM 701-2 07/F Everbright Centre, 108 Gloucester Road, Wan Chai, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
電話番号	03-5793-1501

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.6
訂正される報告書の報告義務発生日	令和5年4月18日
訂正箇所	<p><訂正> 令和5年7月7日に提出いたしました変更報告書No.6の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。</p> <p>なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。</p>

表紙

<訂正前>

提出者及び共同保有者の総数(名) 2

提出形態 連名

変更報告書提出事由 共同保有者の減少により株券等保有割合が1%以上減少したため

<訂正後>

提出者及び共同保有者の総数(名) 1

提出形態 その他

変更報告書提出事由 共同保有者(シャープ エッジ ベンチャーズ リミテッド(SHARP EDGE VENTURES LIMITED))の減少により株券等保有割合が1%以上減少したため

第2 提出者に関する事項

1 提出者(大量保有者)/1

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

<訂正前>

該当事項なし

<訂正後>

シャープ エッジ ベンチャーズ リミテッド(SHARP EDGE VENTURES LIMITED)と同一の支配株主ではなくなったことにより、みなし共同保有関係がなくなったため、令和5年4月18日をもって、共同保有関係を解消いたしました。

<訂正前>

2 提出者(大量保有者) / 2

(1) 提出者の概要

提出者(大量保有者)

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	シャープ エッジ ベンチャーズ リミテッド (SHARP EDGE VENTURES LIMITED)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島 VG1110 トルトラ島 ロードタウン ウィッカムズケイ 2 ヴィストラコーポレートサービスセンター (Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

個人の場合

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

法人の場合

設立年月日	平成29年5月31日
代表者氏名	ティン ヤン チュン(Ting Yan Chun)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資業

事務上の連絡先

事務上の連絡先及び担当者名	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
電話番号	03-5793-1501

(2) 保有目的

純投資

(3) 重要提案行為等

該当事項なし

(4) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,481,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,481,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,481,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数(株・口) (令和5年4月18日現在)	V	13,537,131
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		10.95
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		10.76

(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和5年4月14日	普通株式	40,000	0.30	市場外	取得	830円

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者1と同一の支配株主ではなくなったことにより、みなし共同保有関係がなくなったため、令和5年4月18日をもって、共同保有関係を解消いたしました。

(7) 保有株券等の取得資金

取得資金の内訳

自己資金額(W)(千円)	1,212,370
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,212,370

取得資金の内訳

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

借入先の名称等

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

<訂正後>

記載事項なし

<訂正前>

第3 共同保有者に関する事項該当事項なし

<訂正後>

記載事項なし

<訂正前>

第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

(1) エイペック チャイナ デベロップメント リミテッド

(APEC (CHINA) DEVELOPMENT LIMITED)

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(1) 保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	917,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 917,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		917,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 株券等保有割合

発行済株式等総数(株・口) (令和5年4月18日 現在)	V	13,537,131
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		17.57

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
エイペック チャイナ デベロップメント リミテッド (APEC (CHINA) DEVELOPMENT LIMITED)	917,200	6.78
合計	917,200	6.78

<訂正後>
記載事項なし